

2

やめよう！

SNSの誹謗中傷

近年、ますます深刻化するインターネット上の誹謗中傷や差別表現などの人権侵害。その対策として、侮辱罪にこれまで科せられていなかった懲役刑を導入する改正刑法が、二〇二二年七月に施行されたのをご存じですか。さらに、「プロバイダ責任制限法」が改正され、これまで難しいとされていたSNSでの発信者も特定できる可能性が高くなりました。

インターネット上ではたとえ匿名であっても、発信者は特定され、民事上または刑事上の厳しい責任を問われることになったのです。

また、改正プロバイダ責任制限法では、一回の手続きで投稿者の情報開示を請求できる新しい裁判手続きも創設され、より円滑に被害者の救済を支える仕組みになりました。

こうした侮辱罪の厳罰化や法改正のきっかけの一つに、テレビ番組に出演した女性がSNSで誹謗中傷され、二〇二〇年に自ら命を絶った事件があります。悲しい事件を繰り返さないためにも、私たち一人一人が投稿や拡散をする前に、「自分が言われたらどう思うか」と、しっかり考えることが大切です。

相手の人格を否定する言葉や、攻撃するような言い回しなど、

相手を傷つける言葉を使ってはいけないことは、直接、顔を合わせて話す場合でも、インターネットでも同じことです。

インターネット上の書き込みは、一度投稿されると完全に削除することが難しく、いつまでも人々の目にさらされ続けることになります。その結果、人の心を深く傷つけ、時には命に関わるほどの深刻な事態を引き起こすこととなります。画面の向こう側にいる人も、あなたと同じ、心を持った人間であることを、決して忘れないでください。

たとえ、自分でそのような投稿をしなくても、他人の書き込みを安易に拡散したり、あおったりする行為も、投稿者と同じ責任を問われることを覚えておきましょう。

いかがですか。

SNSを使う時、皆さんは、

- 匿名だから何を書き込んでもいいと思っていないませんか？
 - 悪口やいじめ、差別的な書き込みをしていますか？
 - 他人の投稿を安易に拡散していませんか？
 - 誹謗中傷をおもしろがってあおっていませんか？
- 自分でチェックしてみてください。

では、また。

